

高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業

な か す か

区画整理だより 第33号

4ブロックの仮換地の引渡しを開始しました。

日頃より、皆さま方には中須賀土地区画整理事業に対しまして、ご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

4ブロックにおける仮換地の引渡し※につきましては、34・36街区においては令和6年7月1日に行いました。17街区におきましては、令和7年7月1日の引渡しを予定しております。

※ 仮換地（整理後の宅地）を使うことができる状態を、「使用収益の開始」といいますが、わかりやすく「引渡し」と表現しています。

これまでに引渡しを行った1～3ブロックにおきましては、住宅の建築等が進められており、新しい街なみが形成されています。

5ブロックにつきましては、街路及び宅地造成工事を進めており、10・11・12・14・15・16街区における引渡しは、令和7年7月1日を予定しております。

中須賀土地区画整理審議会委員におきましては、本年8月で5年間の任期満了を迎えるため改選を行うこととなります。詳細については、次号（本年5月発行予定）でお知らせをいたします。

第 20 回中須賀土地区画整理審議会

令和 7 年 2 月 19 日（水）午後 2 時から、第 20 回中須賀土地区画整理審議会を市街地整備課事務所 2 階会議室で開催しました。

1 報告事項

- ・事業の進捗状況
- ・仮換地指定後の軽微な変更
- ・土地区画整理審議会委員の改選
- ・土地区画整理事業評価員の変更



お知らせ

◎住所変更等があった場合のお願い

住所・氏名の変更や、所有権移転（売買・相続等）があった場合は、市街地整備課へお知らせください。

◎建築行為等の許可申請について（土地区画整理法第 76 条関係）

中須賀土地区画整理事業施行地内で、建築等の行為（①～③）をする場合は、土地使用の着手開始までに高知市長の許可が必要です。設計業者等とご相談のうえ、許可申請をお願いします。

<対象行為> ①建築物その他の工作物の新築，改築または増築 ②土地の形質の変更
③移動の容易でない物件の設置または堆積 ★盛土や掘削，駐車場のアスファルト舗装等も対象

お問い合わせ

高知市都市建設部市街地整備課

〒780-0937 高知市中須賀町 265 番地 6
TEL 088-823-9377(直通) FAX 088-823-9028
e-mail kc-170800@city.kochi.lg.jp

※申請書等の様式は市街地整備課に備えています。

また、高知市（市街地整備課）のホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/127/>）からもダウンロードできますのでご利用ください。